

ID: 370

担当部署: 上下水道部 水道工務課

処分の概要	工事の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水道事業給水条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (工事の申込み) 第6条 給水装置の新設工事、増設・改造工事、修繕工事(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、水道事業管理者(水道事業管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日